

平成30年6月29日

山中 理司 様

行政文書の写しの送付について

平成30年6月27日に接受した行政文書の開示の実施方法等申出書に基づき、行政文書の写しを別添のとおり送付致します。

〒100-8940

東京都千代田区霞が関3-1-1

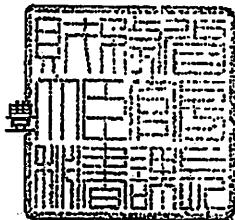
財務省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室

TEL: 03-3581-4111 (内5623)

財秘第1153号
平成30年4月2日

弁護士 [REDACTED] 殿

財務省大臣官房秘書課長
伊藤



平成30年度顧問弁護士の依頼について

別紙内容のとおり、貴殿に顧問弁護士を依頼したいので、よろしくお願
いいたします。

別 紙

1. 内容

主として、

- (1) 財務省本省の職員の服務に関することについて、個人のプライバシーの問題、司法当局との法律問題等についての助言。
- (2) 財務省本省の財務省職員に対する監察業務において、法律的見地からの専門的且つ客観的な意見や助言。
- (3) 財務省本省の職員（免職者を含む。）が、人事院に対して行う審査請求等に対し、財務大臣の代理人として活動すること。
- (4) 財務省本省の労働問題に対する法規解釈の相談に応じ、財務省の求めに応じて、判例等の資料を提供すること。

2. 期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

3. 謝金額及び支払方法

- (1) [] 氏に、月額 [] 円（うち消費税及び地方消費税額 [] 円）の謝金を支払う。

ただし、1か月に満たない場合の謝金は、その1か月の暦日数により日割計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

- (2) 上記謝金の支払時期は、各月終了後の翌月上旬中とする。
- (3) 裁判所等に出廷する場合の旅費及び日当については、上記3.(1)の謝金額に包含しているものとする。

ただし、[] 出張する場合の旅費、日当及び宿泊費等については、その都度両者が協議した金額とする。

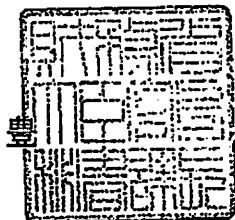
4. その他

弁護士法第23条に定める秘密保持の権利及び義務に関する規定を遵守し、業務遂行上知り得たことについて秘密を守らなければならない。

財秘第1152号
平成30年4月2日

弁護士 [REDACTED] 殿

財務省大臣官房秘書課長
伊藤



平成30年度顧問弁護士の依頼について

別紙内容のとおり、貴殿に顧問弁護士を依頼したいので、よろしくお願
いいたします。

別 紙

1. 内容

主として、

- (1) 財務省本省において発生した人事管理上生ずる法律問題等に関する助言。
- (2) 財務省本省の職員からの法律上の問題に関する相談。
- (3) 内部職員による公益通報の外部受付相談窓口としての業務。
- (4) 財務省本省の職員（免職者を含む。）が、人事院に対して行う審査請求等に対し、財務大臣の代理人として活動すること。
- (5) 財務省本省の労働問題に対する法規解釈の相談に応じ、財務省の求めに応じて、判例等の資料を提供すること。

2. 期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

3. 謝金額及び支払方法

- (1) [] 氏に、月額 [] 円（うち消費税及び地方消費税額 [] 円）の謝金を支払う。
ただし、1か月に満たない場合の謝金は、その1か月の暦日数により日割計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (2) 上記謝金の支払時期は、各月終了後の翌月上旬中とする。
- (3) 裁判所等に出廷する場合の旅費及び日当については、上記3.(1)の謝金額に包含しているものとする。
ただし、[] 出張する場合の旅費、日当及び宿泊費等については、その都度両者が協議した金額とする。

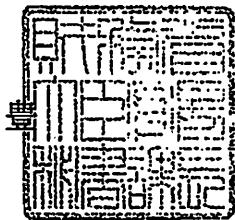
4. その他

弁護士法第23条に定める秘密保持の権利及び義務に関する規定を遵守し、業務遂行上知り得たことについて秘密を守らなければならない。

財秘第1154号
平成30年4月2日

弁護士 [REDACTED] 殿

財務省大臣官房秘書課長
伊藤



平成30年度顧問弁護士の依頼について

別紙内容のとおり、貴殿に顧問弁護士を依頼したいので、よろしくお願
いいたします。

別 紙

1. 内容

主として、

- (1) 財務省本省の財務省職員に対する監察業務において、法律的見地からの専門的且つ客観的な意見や助言。
- (2) 必要に応じ、財務省職員の紀律保持の徹底に資するため設置している紀律保持委員会綱紀部会(平成7年3月17日付大蔵省訓令特第4号)において、客観的な意見や助言。
- (3) 財務省本省の職員(免職者を含む。)が、人事院に対して行う審査請求等に対し、財務大臣の代理人として活動すること。
- (4) 財務省本省の労働問題に対する法規解釈の相談に応じ、財務省の求めに応じて、判例等の資料を提供すること。

2. 期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

3. 謝金額及び支払方法

- (1) [REDACTED] 氏に、月額 [REDACTED] 円(うち消費税及び地方消費税額 [REDACTED] 円)の謝金を支払う。
ただし、1か月に満たない場合の謝金は、その1か月の暦日数により日割計算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

- (2) 上記謝金の支払時期は、各月終了後の翌月上旬中とする。
- (3) 裁判所等に出廷する場合の旅費及び日当については、上記3.(1)の謝金額に包含しているものとする。

ただし、[REDACTED] 出張する場合の旅費、日当及び宿泊費等については、その都度両者が協議した金額とする。

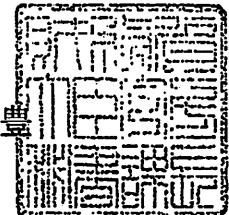
4. その他

弁護士法第23条に定める秘密保持の権利及び義務に関する規定を遵守し、業務遂行上知り得たことについて秘密を守らなければならない。

財秘第1155号
平成30年4月2日

弁護士 [REDACTED] 殿

財務省大臣官房秘書課長
伊藤



平成30年度顧問弁護士の依頼について

別紙内容のとおり、貴殿に顧問弁護士を依頼したいので、よろしくお願
いいたします。

別 紙

1. 内容

主として、

- (1) 服務関係を中心に公務員をめぐる諸問題にかかる助言等。
- (2) 財務省本省の財務省職員に対する監察業務において、法律的見地からの専門的且つ客観的な意見や助言。
- (3) 財務省本省の職員（免職者を含む。）が、人事院に対して行う審査請求等に対し、財務大臣の代理人として活動すること。
- (4) 財務省本省の労働問題に対する法規解釈の相談に応じ、財務省の求めに応じて、判例等の資料を提供すること。

2. 期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

3. 謝金額及び支払方法

- (1) [] 氏に、月額 [] 円（うち消費税及び地方消費税額 [] 円）の謝金を支払う。

ただし、1か月に満たない場合の謝金は、その1か月の暦日数により日割計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

- (2) 上記謝金の支払時期は、各月終了後の翌月上旬中とする。
- (3) 裁判所等に出廷する場合の旅費及び日当については、上記3.(1)の謝金額に包含しているものとする。

ただし、[] 出張する場合の旅費、日当及び宿泊費等については、その都度両者が協議した金額とする。

4. その他

弁護士法第23条に定める秘密保持の権利及び義務に関する規定を遵守し、業務遂行上知り得たことについて秘密を守らなければならない。

平成 30年 3月 19日

確 認 事 項

財務省大臣官房会計課長 殿

弁護士

法律顧問として、法律事務等を下記のとおり処理することを確認する。

記

1 期 間 平成 30年 4月 1日～平成 31年 3月 31日

2 法律事務 前項の期間中、申出のあった法律問題につき、これに対する法的検討及び意見の提示等の法律事務を行う。
前項の期間中、前記法律問題に関する会議及び打ち合わせに出席する。

3 報 賞 顧問料：一時間当たり [] 円 内消費税 [] 円)とする。
おって、当月分の報酬を、翌月、指定する金融機関口座に振り込む方法で受領する。

4 その 他 法律事務を実施するに際し知り得た秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用しない。

平成30年3月19日

確 認 事 項

財務省大臣官房会計課長 殿

弁護士

法律顧問として、法律事務等を下記のとおり処理することを確認する。

記

1 期 間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

2 法律事務 前項の期間中、申出のあった法律問題につき、これに対する法的検討及び意見の提示等の法律事務を行う。
前項の期間中、前記法律問題に関する会議及び打ち合わせに出席する。

3 報 酬 顧問料：一時間当たり [] 円(内消費税 [] 円)とする。
おって、当月分の報酬を、翌月、指定する金融機関口座に振り込む方法で受領する。

4 その 他 法律事務を実施するに際し知り得た秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用しない。

平成 30 年 3 月 16 日

財務省 関税局長 殿

弁護士

確 認 事 項

1. 業務内容

諸外国における特殊関税調査の事例及び WTO 紛争解決機関の判例の調査、わが国の特殊関税の調査に対する助言等業務を行う。

2. 期間

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 3 月 29 日までとする。

3. 報酬

： 1 時間あたり [] 円（消費税及び地方消費税込）

4. その他

本業務を処理するに当たって知り得た事項について、秘匿に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用しない。

平成30年3月16日

財務省 関税局長 殿

担当弁護士 [REDACTED]

担当弁護士 [REDACTED]

担当弁護士 [REDACTED]

確 認 事 項

1. 業務内容

諸外国における特殊関税調査の事例及びWTO紛争解決機関の判例の調査、わが国の特殊関税の調査に対する助言等業務を行う。

2. 期間

平成30年4月2日から平成31年3月29日までとする。

3. 報酬

[REDACTED] : 1時間あたり [REDACTED] 円 (消費税及び地方消費税込)

[REDACTED] : 1時間あたり [REDACTED] 円 (消費税及び地方消費税込)

[REDACTED] : 1時間あたり [REDACTED] 円 (消費税及び地方消費税込)

4. その他

本業務を処理するに当たって知り得た事項について、秘匿に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用しない。

平成30年3月16日

財務省 関税局長 殿

弁護士

確 認 事 項

1. 業務内容

諸外国における特殊関税調査の事例及びWTO紛争解決機関の判例の調査、わが国の特殊関税の調査に対する助言等業務を行う。

2. 期間

平成30年4月2日から平成31年3月29日までとする。

3. 報酬

： 1時間あたり [] 円（消費税及び地方消費税込）

4. その他

本業務を処理するに当たって知り得た事項について、秘匿に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用しない。

平成 30 年 4 月 1 日

確 認 事 項

財務省理財局国債業務課長 殿

弁護士 [REDACTED]

法律顧問として、法律業務等を下記のとおり処理することを確認する。

記

- 1 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 2 法律事務 前項の期間中、申出のあった法律問題につき、これに対する法的検討及び意見の提示等の法律事務を行う。
前項の期間中、前記法律問題に関する会議及び打ち合わせに出席する。
- 3 報 酬 顧問料：一時間当たり [REDACTED] 円（内消費税 [REDACTED] 円）とする。
おって、報酬を指定する金融機関口座に振り込む方法で受領する。
- 4 そ の 他 法律事務を実施するに際し知り得た秘密に属する事項を外に漏らし、又は他の目的に使用しない。

平成30年3月19日

確 認 事 項

財務省理財局総務課長 殿

弁護士

法律顧問として、法律事務等を下記のとおり処理することを確認する。

記

1 期 間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

2 法律事務 前項の期間中、申出のあった法律問題につき、これに対する法的検討及び意見の提示等の法律事務を行う。

前項の期間中、前記法律問題に関する会議及び打ち合わせに出席する。

3 報 酬 顧問料：一時間当たり_____円(内消費税_____円)とする。
おって、当月分の報酬を、翌月、指定する金融機関口座に振り込む方法で受領する。

4 そ の 他 法律事務を実施するに際し知り得た秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用しない。

平成30年3月19日

確認事項

財務省理財局総務課長 殿

弁護士

法律顧問として、法律事務等を下記のとおり処理することを確認する。

記

1 期 間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

2 法律事務 前項の期間中、申出のあった法律問題につき、これに対する法的検討及び意見の提示等の法律事務を行う。
前項の期間中、前記法律問題に関する会議及び打ち合わせに出席する。

3 報 酬 顧問料：一時間当たり [] 円 内消費税 [] 円とする。
おって、当月分の報酬を、翌月、指定する金融機関口座に振り込む方法で受領する。

4 その 他 法律事務を実施するに際し知り得た秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用しない。

平成 30 年 4 月 1 日

確 認 事 項

財務省理財局財政投融資総括課長 殿

弁護士

法律顧問として、法律業務等を下記のとおり処理することを確認する。

記

- 1 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 2 法律事務 前項の期間中、申出のあった法律問題につき、これに対する法的検討及び意見の提示等の法律事務を行う。
前項の期間中、前記法律問題に関する会議及び打ち合わせに出席する。
- 3 報 酬 顧問料：一時間当たり [] 円（内消費税 [] 円）とする。
おって、報酬を指定する金融機関口座に振り込む方法で受領する。
- 4 そ の 他 法律事務を実施するに際し知り得た秘密に属する事項を外に漏らし、又は他の目的に使用しない。

[REDACTED]

[REDACTED]

平成 30 年 3 月 9 日

財務省 大臣官房会計課長 殿

弁護士 [REDACTED]

同 [REDACTED]

(署名) [REDACTED]

(署名) [REDACTED]

見積書

チェンマイ・イニシアティブのマルチ化（AMRO を含む。）及び通貨スワップ取極等に関連するリーガルアドバイス及び関連業務につきましては、[REDACTED] である [REDACTED] 及び [REDACTED]、[REDACTED] である [REDACTED] 並びに [REDACTED] である [REDACTED] の計 4 名が関与いたします。各人の 1 時間あたりの弁護士報酬（消費税額及び地方消費税額込）はそれぞれ以下のとおりであり、かかる時間あたりの報酬額に、各弁護士がこの件に関して使用した時間数を乗じて得られた金額の合計が弁護士報酬額となります。

[REDACTED] : 1 時間あたり [REDACTED] 円

[REDACTED] : 1 時間あたり [REDACTED] 円

[REDACTED] : 1 時間あたり [REDACTED] 円

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

： 1時間あたり 円

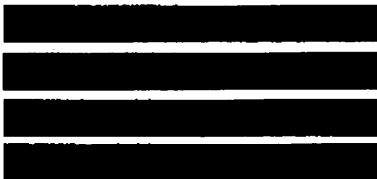
(* 単価積算時の1円未満の端数は切り捨て)

以上

平成 30 年 3 月 19 日

確 認 事 項

財務省国際局為替市場課長 殿



法律顧問として、法律事務等を下記のとおり処理することを確認する。

記

1 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

2 法律事務 前項の期間中、申出のあった法律問題につき、これに対する法的検討及び意見の提示等の法律事務を行う。

前項の期間中、前記法律問題に関する会議及び打ち合わせに出席する。

3 報 酬 弁護士 [REDACTED]: 1 時間当たり [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)

弁護士 [REDACTED]: 1 時間当たり [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)

弁護士 [REDACTED]: 1 時間当たり [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)

弁護士 [REDACTED]: 1 時間当たり [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)

弁護士 [REDACTED]: 1 時間当たり [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)

おって、当月分の報酬を、翌月、指定する金融機関口座に振り込む方法で受領する。

4 その 他 法律事務を実施するに際し知り得た秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用しない。

平成 30 年 3 月 20 日

確 認 事 項

財務省国際局為替市場課長 殿

弁護士

法律顧問として、法律事務等を下記のとおり処理することを確認する。

記

1 期 間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 法律事務 前項の期間中、申出のあった法律問題につき、これに対する法的検討及び意見の提示等の法律事務を行う。

前項の期間中、前記法律問題に関する会議及び打ち合わせに出席する。

3 報 酬 弁護士 [REDACTED] : 1 時間当り [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)

弁護士 [REDACTED] : 1 時間当り [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)

弁護士 [REDACTED] : 1 時間当り [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)

弁護士 [REDACTED] : 1 時間当り [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)

弁護士 [REDACTED] : 1 時間当り [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)

おって、当月分の報酬を、翌月、指定する金融機関口座に振り込む方法で受領する。

4 その 他 法律事務を実施するに際し知り得た秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用しない。

平成 30 年 3 月 22 日

確 認 事 項

財務省国際局為替市場課長 殿

弁護士

法律顧問として、法律事務等を下記のとおり処理することを確認する。

記

- 1 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで
- 2 法律事務 前項の期間中、申出のあった法律問題につき、これに対する法的検討及び意見の提示等の法律事務を行う。
前項の期間中、前記法律問題に関する会議及び打ち合わせに出席する。
- 3 報 酬 等 弁護士 [REDACTED] : 1 時間当り [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)
弁護士 [REDACTED] : 1 時間当り [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)
弁護士 [REDACTED] : 1 時間当り [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)
弁護士 [REDACTED] : 1 時間当り [REDACTED] 円 (内消費税 [REDACTED] 円)
おって、当月分の報酬等を、翌月、指定する金融機関口座に振り込む方法で受領する。
- 4 そ の 他 法律事務を実施するに際し知り得た秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用しない。